

## 問い

風俗営業の管理者が行うべき法的義務が  
無い業務はどれでしょう。

- ① 従業者名簿の作成管理
- ② 公安委員会に提出した書類の副本と手続記録の管理
- ③ 苦情の処理
- ④ 経営者への助言
- ⑤ 従業員の指導計画を作成し、指導し、その記録を作成すること
- ⑥ 構造設備の点検とその記録の管理
- ⑦ 遊技機の点検とその記録の管理
- ⑧ 委託業務の契約内容、履行状況その他の点検と記録の管理
- ⑨ 年少者の立ち入りを防止するための必要な措置を講ずること
- ⑩ 管理者講習の受講

93

## 法令遵守の担当者

- 風俗営業が法令に違反しないよう、法令を**理解**し、従業員を**指導**し、経営者に**助言**する役割を風営法では**(管理者)**と言います。
- 風俗営業の営業所には、必ず一名の**(管理者)**が事業者によって選任されていなければなりません。
- 人的欠格事由に該当する人は**(管理者)**になれません。

94

## 管理者になれる者の要件

①風営法の**欠格事由**に該当しないこと。

- a. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者  
1年以上の懲役若しくは禁錮の刑
- b. 風営法、刑法その他の法律の中の特定の違反のうち、1年未満の懲役若しくは罰金の刑
- c. 上記の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

②実際に店舗を**統括管理**できること。

- A 他店舗で風俗営業の管理者になっている人は統括管理できるのか？
- B 遠隔地に住んでいる人は統括管理できるのか？

95



## 問いの解説

風俗営業の管理者が行うべき法的義務が  
無い業務はどれでしょう。

- ① 従業者名簿の作成管理(37-5)
- ② **公安委員会に提出した書類の副本と手続記録の管理**
- ③ 苦情の処理(37-7)
- ④ 経営者への助言と従業者への指導(24-3)
- ⑤ 従業員の指導計画を作成し、指導し、その記録を作成すること(37-1)
- ⑥ 構造設備の点検とその記録の管理(37-2)
- ⑦ 遊技機の点検とその記録の管理(37-3)
- ⑧ 委託業務の契約内容、履行状況その他の点検と記録の管理(37-8)
- ⑨ 年少者の立ち入りを防止するための必要な措置を講ずること(37-4)
- ⑩ 管理者講習の受講(24-7)

96

## 問い

警察職員が突然に営業所を訪問してくる場合に  
備えて、店長として事前に準備しておくべきことは  
何でしょう。

思いつくことを書き出してみてください。



97

## 立ち入りと報告

警察官は風俗営業者に対し、必要な限度において風俗営業所に**立ち入り、報告**又は**資料の提出**を求めることができます。(風営法37条)

このようにした趣旨は、公安委員会が風俗営業について**適切な行政措置**を講ずるために風俗営業の実態を十分に把握する必要があると考えられるからです。

警察官は「**身分を示す証明書**を携帯し、関係者に**提示**」して風俗営業の営業所に立ち入ることができます。



98

## 警察職員による立ち入り



A 営業時間中だけでなく、**営業時間外**でも立ち入ることができる解釈されています。

つまり、風俗営業許可を保有している営業所に対しては取締りの目的で令状なしに立ち入ることも**現実には可能**ですが、建前としては犯罪捜査の目的での立ち入りはできません。

B 立ち入りに際して事前に業者に予告する必要も無いと考えられています。

警察官による「立ち入り」は風俗業者にとって負担が大きいと思われるので、その代わりの措置として資料の提出が位置づけられていると考えられます。

C この場合における「資料」は風俗営業に関連する資料全てを意味し、従業者名簿もこれに含まれるものと解釈できますので、必要に応じて行政に提出できるよう適切に管理してください。

99

## 報告と立ち入りの拒否

風営法53条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

6号 第三十七条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

① 報告や資料(従業者名簿も含む)の提出を拒んだり、虚偽の報告をしたような場合や、警察職員の立ち入りを拒んだり、さまたげたりした場合には100万円以下の罰金に処されます。

② 警察職員が従業員に質問した際に従業員が回答しないことが直ちに違反になるわけではありませんが、関係書類の保存場所を秘匿したり、虚偽の申告をするなどの行為は立ち入りの妨害にあたりと解釈される可能性があります。



100

## ホールが法令に違反したら 刑事罰以外に何がありえるのでしょうか

都道府県公安委員会は

- 違反行為を防止するために風俗業者に対して必要な(A)をすることができる。→(指示) 処分
- より重い違反をした者に対しては(B)の取消し又は(C)を命じることができる。  
→ (許可)の取り消し 又は  
→ (営業の停止)を命じることができる

これらを 行政処分 とも言います

101

## 風営法26条による許可の取消し

第二十六条

公安委員会は、風俗業者若しくはその代理人等が当該営業に関し

**法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合**において**著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある**と認めるとき、又は風俗業者がこの法律に基づく処分若しくは第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該風俗業者に対し、当該風俗営業の

許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

102

## 営業停止処分の量定 法令違反はA~Hの量定に分類されている。



- A) 許可取り消し(2月以上 6月以下の営業停止)
- B) 40日以上 6月以下の停止。基準期間 3月
- C) 20日以上 6月以下の停止。基準期間 40日
- D) 10日以上80日以下の停止。基準期間 20日
- E) 5日以上40日以下の停止。基準期間 14日
- F) 5日以上20日以下の停止。基準期間 7日
- G) 指示処分に限る
- H) 5日以上80日以下の停止。基準期間 20日

103

## 風俗業者の責任と義務

風俗業者は **禁止されている営業**を、許可を得て行っているのですから、関係する法令をよく**理解し、遵守**しながら営業する義務があります。

一方で**都道府県公安委員会**は、風俗業者を**健全営業**に導くため、さまざまな権限を持っています。

たとえば・・・

- ・管理者講習の実施
- ・営業所への立ち入り
- ・報告または資料の提出を求めること
- ・「指示」や「営業停止」などの処分を行うこと

だから学習が必要なんだね



104

## 問い

パチンコ店が法令に違反して行政処分を受ける際に、重い処分を受ける恐れがある違反から順番にならべてください。

- ①公安委員会からの承認を得ずに遊技機の釘を交換して再稼動した
- ②パチンコ店内に17歳の少年を客として立ち入らせていた
- ③法令で許される営業時間を3時間超過して営業した
- ④遊技機に不正対策部品を取り付けたが必要な変更届出をしなかった
- ⑤管理者講習を受講しなかった

105

## こたえ

法令に違反して行政処分を受ける際に、重い処分を受ける恐れがある違反から順番にならべてください。

- (A) 公安委員会からの承認を得ずに遊技機の釘を交換して再稼動した
- (B) パチンコ店内に17歳の少年を立ち入らせていた
- (C) 法令で許される営業時間を3時間超過して営業した
- (F) 遊技機に不正対策部品を取り付けたが必要な変更届出をしなかった
- (G) 管理者講習を受講しなかった

106

## 量定A(取消し)の違反 7つ

又は2月以上6月以下の営業停止

- ① 構造設備の無承認変更及び承認の不正取得(9条1項)
- ② 名義貸し違反(法11条)
- ③ 遊技機の無承認変更(法20条10項(9条1項))  
※遊技機の取り違えなど単純ミスにも注意
- ④ 年少者接客従事禁止違反(22条4項) ※夜10時～日の出の接客
- ⑤ 営業停止命令違反(法26条1項)
- ⑥ 偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得(50条1項2号)
- ⑦ 一定の刑法犯その他重大な法令違反(不法就労助長罪)

107

## 量定Bの違反

40日以上 6月以下の停止。基準期間 3月

- ① 不正手段による認定の取得(10条の2第1項)
- ② 広告宣伝規制違反に対する指示処分違反(16条・25条)  
※行政処分の履歴を管理していますか？
- ③ 遊技機規制違反(20条1項)
- ④ 客引き禁止違反・客引き準備行為禁止違反(22条1項2項)
- ⑤ 年少者立ち入らせ(22条5号)
- ⑥ 未成年者への酒類たばこ提供(22条6号)

108

## 量定Cの違反

20日以上 6月以下の停止。基準期間 40日

- ① 許可条件違反(3条2項) ※条件の有無をご存知ですか？
- ② 営業時間制限違反(13条)
- ③ 賞品買取禁止違反(23条1項1号) 物理的区画と対応ノウハウを確立していますか？
- ④ 現金又は賞品等提供禁止違反(23条1項2号及び3号)
- ⑤ 広告宣伝規制以外の指示処分違反(25条)

109

## 量定Dの違反

10日以上80日以下の停止。基準期間 20日

- ① 構造設備維持義務違反(12条) ※構造設備基準をご存知でしょうか。
- ② 騒音振動規制違反(15条)
- ③ 広告宣伝規制違反(16条) ※規制の趣旨は理解していますか？
- ④ 遊技料金等規制違反(19条) ※賞品提供方法の規制も含む
- ⑤ 遊技機変更届出義務違反(20条10項)
- ⑥ 従業者名簿備え付け義務違反(36条) ※意外と難しい
- ⑦ 報告資料提出義務違反(37条1項)
- ⑧ 立入の拒否、妨害、忌避(37条2項)

110

## 量定Eの違反

5日以上40日以下の停止。基準期間 14日

- ① 特例風俗営業者の営業所の構造設備変更届出義務違反(12条) ※マルユウのメリットをご存知ですか？
- ② 照度規制違反(14条) ※調光設備に注意
- ③ 遊技球持ち出し禁止違反(23条1項3号)※営業所の範囲に注意
- ④ 遊技球等保管書面発行(23条1項4号)
- ⑤ 管理者選任義務違反(24条1項)

111

## 量定Fの違反

5日以上20日以下の停止。基準期間 7日

- ① 変更届出義務違反(9条3項)
- ② 認定証返納義務違反(10条の2第5項)

112

## 量定Gの違反

指示処分に限る

- ① 許可証及び認定証亡失滅失届出義務違反(5条4項・10条の2第5項)
- ② 許可証掲示義務違反(6条) ※原本を掲示していますか
- ③ 許可証書換え義務違反(7条5項ほか)
- ④ 許可証返納義務違反(10条1項3号)
- ⑤ 料金表示義務違反(17条) ※各台ごとに表示していますか？
- ⑥ 年少者立入禁止表示義務違反(18条) ※入り口全部に表示していますか。
- ⑦ 管理者講習受講義務違反(24条7項)

113

## 量定Hの違反

5日以上80日以下の営業停止等命令

- ① 条例遵守事項違反 ※条例の規制をご存知ですか？

114

## 問い

- パチンコ店が現在、風営法に違反していないのに、公安委員会から営業許可を取り消される場合があります。

どのような場合でしょうか？

3つ以上想定してみましょう。

115

## 風営法8条の許可取り消し

風営法第8条 公安委員会は、第三条第一項の許可を受けた者(第七条第一項、第七条の二第一項又は前条第一項の承認を受けた者を含む。第十一条において同じ。)について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。
- 二 第四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。
- 三 正当な事由がないのに、当該許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。
- 四 三月以上所在不明であること。

※処分基準

風営法第8条各号に該当するいずれかの事実が判明したときは、以下のように速やかに是正、回復等することができ、かつ現に是正、回復しようとしている場合等で、悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可を取り消すこととする。

・第4条第1項第9号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。

## ホール規制を理解する前に ご注意を

風俗環境は**常に変化**しており、**地域により事情が異なる場合**もあります。そのため、以下の点について**注意**が必要です。

社会の変化に応じて柔軟な解釈がなされる傾向があります



法律の解釈について白黒はっきりできない場合があります

行政解釈は地域によって異なる場合があります

117

## 問い

パチンコ店従業員の対応として、風営法に違反する恐れがもっとも高いと思える行動を次の中から選んでください。

- ①高校の制服を着た高校生が入店したが、すでに18歳であることがわかっているので黙認した。
- ②外見が中学生に見えた客に年齢をたずねたところ、18歳であると答えたので黙認した。
- ③幼児が「母親を探している」と言っている。目に涙を浮かべているので入店を黙認した。



118

## 18歳未満の客の入場制限

風営法におけるパチンコ店の位置づけは

「設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」となっています。



射幸心とは・・・

偶然によって利益を得たいと願う人間の心理を意味します

119

賭け事に夢中になりすぎてしまうと、**労働意欲を失ったり、経済的に破綻してしまう**ことがあります。

パチンコ遊技は**射幸心**をそそるおそれがありますが、**判断力が不十分な者**にパチンコ遊技をさせるわけにはゆきません。



**18歳未満の者**は、まだ冷静な判断能力を期待できないので、パチンコ遊技をさせないよう、パチンコ店が18歳未満の者を店に**立ち入らせることを禁止**したのです。

風営法第22条第1項の禁止行為  
五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること



## 年少者立ち入らせ禁止違反

### ◎風営法第50条第1項

一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### ◎営業停止等の行政処分

40日以上6月以下の営業停止等命令



※指示処分なしで営業停止命令の可能性あり

121

## 18歳未満 とは

18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることは禁止されています。

「18歳未満の者」には

現在18歳の人 は含みません。



つまり

18歳の誕生日を迎えた人を入店させても違法ではありません。



122

## 「客として立ち入らせる」の意味

### <18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること>

客として 立ち入らせることが禁止されているのですから、客としてではなく、別の理由で入場させた場合には問題にならないということです。たとえばこんな場合はどうでしょう…



親を探しに来た小学生

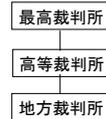


アルバイトの募集に応募して来店した17歳の高校生

123

## 2004年 大分県の事例

- ① 大分市のパチンコ店に2004年6月、2歳の男児と女児がそれぞれの両親と入店した。
  - ② パチンコ玉を運ぶ台車に女児が乗り、男児が押して店外に出て、国道を横断中に乗用車にはねられて女児が死亡した。
  - ③ 女児の両親はホール企業と男児の両親らを提訴。
  - ④ 1審、大分地裁判決は、請求の一部を認めたが、ホール企業については注意義務違反がないとして、請求を棄却していた。
  - ⑤ 2審の判決では…
- 「幼児同伴の客の入店を許す以上は、幼児の監護を補助すべき義務があった」としてホール企業などに総額約650万円の支払いを命じた。



124

## 問い 仮定の事例 ホールでの事故

- ① 4歳の男の子が入店してきた。
- ② 店長が男の子を店から立ち退かせた後、男の子はパチンコ店の駐輪場でうろついていた。
- ③ 台風の突風で駐輪中の自転車が倒れ、男の子は下敷きになって大怪我をした。

### 背景

- ・親はパチンコ店内で遊技中だった。
- ・子どもは親の帰りが遅いので、不安になって親を探しに来た。
- ・パチンコ店の駐輪場では自転車が倒れることがよくあった。

ホールには何らかの責任が生じると考えられますか？

125

## 民法709条 不法行為

### 709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。(平成17年4月施行後の改正民法より)

故意または過失により

不法な行為をして

他人に損害を与えたら

損害賠償の責任を負う



126

## お母さんのしつけの中にも法の原理が

子供がミルクをこぼしました。お母さんが叱るとき、こんなことを言っていますか？



こらっ！こんなに汚して、よそみしてるからよ。

よそみをする=過失  
つまり過失責任を問うているのです

127

## わざとこぼしてしまったら



こらっ！あんたわざとやったわね！！

わざと=故意 つまり故意による不法行為の責任を問うているのです。

故意と過失がなければ、お母さんだって怒らない

128

## 不法行為の原理は当たり前のこと

不法行為という概念は、人類誕生とともに  
うまれた世界共通のルール。人間が意図的  
に作り出したのではなく、人間社会の中にす  
でに存在する原理。だから・・・



日常生活では法律に従って判断していない。

でも法律的な判断になると、どうにも理解しにくい。

129

## 2種類の責任追及

人間社会では個人による暴力が禁じられています。  
だから迷惑な人に対しては社会が権力を  
つくって制裁をあたえ、責任をとらせます。  
責任の取らせ方には2種類の方法が考えられます。

A 被害者に対する責任 ⇒ 迷惑行為を  
やめさせる・賠償させる・あやまらせる(民事責任)

B 社会に対する責任は？  
⇒ 罰を受けさせる(刑事責任)



## うたえてやる！ は、どっちで？

### 民事

個人・企業・政府

民事裁判

損害賠償請求  
返済請求  
確認請求

訴訟

### 刑事

社会全体

(公共の利益)

刑事裁判

刑事罰

告訴

誰か

警察は  
刑事だけ。  
民事不介入。

## 年齢の確認方法の例

18歳未満と思われる客が店内にいたときは・・・

まずは **年齢** の確認です

失礼のないよう注意して、**年齢** の確認をしましょう



ほら。大学の  
学生証です。  
みてくださいよ。

年齢確認を行ったら、念のため**記録を保存**しておきましょう。  
店として精一杯の対応をしていることを**証明**するためです。

132

## 退去の勧告

明らかに18歳未満である客を店内に発見したときは・・・



大変残念ですが、当店より  
ご退場願います。

うるさい！  
じゃまだ！  
とっととうせろ！！



速やかに退去に応じない行為は**不退去罪(刑法130条)**にあ  
たりますので警察に通報して警察の対応を待たせたい。  
いけません。それな対応はついているスキを与えます。  
(住居侵入罪)の罪

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に  
侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年  
以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

133

## 立ち入り禁止の表示

風営法第18条

風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、  
18歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨  
(・・・省略・・・)を営業所の入り口に表示しなければならない。



ご十八歳未満の方は  
ご入場できません

客が使用可能な**すべての**出入り口に  
「18歳未満の方のご入場をお断りいたします。」  
等の表示をしてください。

**入場の際に客からよく見える位置に、わかりやすい文字**で表示しましょう。  
違反すると行政処分(B量定)もありえます。

134

## 問い



- とても汗臭い作業服のお客様がいます。
- 毎週同じ日の同じ時間に来場されます。
- 他のお客様からホールへたびたび苦情が寄せられています。

ホールとして、どのように対処しますか。

135

## 不退去罪

刑法第130条

- 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は**要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者**は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

136

## 入場条件(ハウスルール)の明示

客に入場させるにあたっての条件を明記しておきましょう。

例) 次の方は入場できません。

- ・刺青のある方
- ・学生服を着用している方
- ・年少者を同伴している方

例) 店内では以下の行為が禁止されます。

- ・飲酒すること
- ・玉・メダルを持ち出すこと
- ・店内設備を叩く、蹴るなど暴力的な行為

- ①迷惑な客を退去させる根拠を全て記載しましょう。
- ②入場の際に客からよく見える位置に、わかりやすい文字で表示しましょう。店内での表示。店内アナウンスも有効です。

137

## 問い

- 風俗営業許可証はどのように管理していますか？

どこで、どのように？

138

## 許可証の掲示

- 風営法第六条 風俗営業者は、許可証(第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者にあっては、同条第三項の認定証)を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

店内の、客から見やすい場所で、額縁などに入れて壁に飾るのが一般的です。

必ず原本を掲示してください。

紛失したときは公安委員会に「再交付請求」をして新しい許可証の交付をうけてられます。



140

## 問い 風営法に違反する店員さんはどれ？

- ① 「お客様の好きな台が本日入荷です。打って行きませんか。」と、通行中の男性にそっと耳打ちした女性店員。
- ② 「本日よりリニューアルオープンでーす」と路上で叫ぶ男性店員。
- ③ 女子高生の制服を着て、路上で小学生に新台入替え広告用のティッシュを配っている女性店員。

## 客引きの禁止

風営法第二十二條

風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該営業に関し客引きをすること。
- 二 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

客引きとは、**相手方を特定して営業所の客になるよう勧誘すること**  
(解釈運用基準16-8(1))

・客引きを目的として通行人の前に立ちふさがったり、つきまとうたりすることは、客引きの準備行為として違反となります。

・「客引き」及び「客引き類似行為」の営業停止はB量定、40日以上6月以下、基準期間3月に該当します。

141

## 問い

遊技料金の設定と表示について、風営法に違反する恐れがあるケースを選んでください。  
但し消費税は「8%」と仮定します。

- ① 1玉の価格を税込みで**4円32銭**に設定すること
- ② 1玉の価格を税込みで**0.5円**に設定すること
- ③ 「**24玉100円**」と「**1玉4.17円**」の二種類の表示を併記すること
- ④ 「ぱちんこ遊技機では1玉あたり税込み**4円32銭**」とし、「回胴式遊技機では1枚あたり税込み**20円**」とする設定を同一店舗内で同時に行うこと

142

## 遊技料金の上限

(遊技料金等の規制)

**第十九条** 第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度(まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金)に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

143

## H26.3.31までの遊技料金規制

規則35条1項二号

ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業 当該営業所に設置する次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。

- イ ぱちんこ遊技機 → 玉一個につき**四円**
- ロ 回胴式遊技機 → 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき**四円**
  - (2) メダルを使用する遊技機 メダラー一枚につき**二十円**

遊技料金=税抜き金額

144

## H26.4.1からの遊技料金規制

規則35条1項二号

ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業 当該営業所に設置する次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める**金額に当該金額消費税等を加えた金額**を超えないこと。

- イ ぱちんこ遊技機 → 玉一個につき**四円**
- ロ 回胴式遊技機 → 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき**四円**
  - (2) メダルを使用する遊技機 メダラー一枚につき**二十円**

遊技料金=税込み金額

145

## 問い

風営法に違反する賞品提供方法はどれでしょう。

- ① 特別に安く仕入れたカーネーションを母の日限定で低額で賞品として客に提供する。
- ② 100玉ごとにお菓子一袋分入れ放題。
- ③ 50玉ごとに楽曲1曲を選ばせて携帯端末にダウンロードさせる。
- ④ 税抜きの小売価格が9600円の電気ヒゲソリを賞品として提供する。

146